

檔 號：
保存年限：

屏東縣政府 公告

發文日期：中華民國108年5月20日
發文字號：屏府城使字第10816270700號
附件：



主旨：公告「屏東縣（市）原有合法建築物防火避難設施改善項目檢討原則一覽表」，並自108年7月1日起實施。

依據：建築法第77條之1及「原有合法建築物防火避難設施及消防設備改善辦法」第2條第1項。

公告事項：

一、指定本縣（市）原有合法建築物防火避難設施改善項目，依旨揭一覽表之規定辦理。自108年7月1日起，本縣（市）各類組建築物辦理公共安全檢查簽證及申報，應依該表列規定檢討改善。

二、公告地點：於本處網站公布。

線
縣長 潘孟安

原有合法建築物防火避難設施改善項目檢討原則一覽表

改善項目	建築物使用類組		A類		B&E		C類		D類		E類		F類		G&I		H類						
	A1	A2	B1	B2	B3	B4	C1	C2	D1	D2	D3	D4	D5	E	F1	F2	F3	F4	G1	G2	G3	H1	H2
1. 防火分区劃	(1)面積監測	(1)-1 十層以下樓層 (2)-2 一層以上樓層	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2)特定用途空間監測		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(3)垂直區劃	(3)-1 抬升部分 (3)-2 離扶梯間 (3)-3 穩隙間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(4)層(戶)間區割	(3)-4 垂直頂等樓地板之管道間 及其他類似部分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(5)質穿部點割		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(6)地下建築物	(6)-1 與地下建築物連通區割 (6)-2 地下建築物本體區割	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(7)高層建築物區割		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(8)防火區割之防火門窗		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2. 非防火區割分隔		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3. 內部裝修材料		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 非防火區割分隔	4. 避難逃生出口		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5. 避難層以外逃生出口		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6. 走廊	(1)一般走廊 (2)連結式走廊稱為之室內通道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7. 直通	(1)設置兩座以上直通型梯之限制 (2)樓梯及平台寬度 (3)直通雙梯總寬度 (4)改為安全梯或特別安全梯限制 (5)迴轉牛徑	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8. 安全梯	(1)室內安全梯 (2)戶外安全梯 (3)特別安全梯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9. 底層避難平臺			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10.緊急進口		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備註一：表列「●」各類組別建築物辦理公共安全檢查及申報時，應依「原有合法建築物防火避難設施改善辦法」之規定檢討改善。
 備註二：表列「○」指建築物辦理公共安全檢查及申報時，仍應檢討合建建築物明瞭完成或申請延後執照、變更使用執照審核辦法之規定。